

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和5年8月10日

法務大臣 齋藤 健 殿

経済産業大臣 西村 康稔 殿

住 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目2-3
渋谷フクラス17階
名 称 Lecto 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 小山 裕

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

- ・ 当社は、2020年11月に設立された会社であり、個人向け債権管理・債権回収のためのシステムの開発と、同システムを通じた金融事業及びFintechサービス等を運営する事業者へのサービス提供を新規事業（以下「本件事業」という。）として検討している。
- ・ 従来の債権管理・債権回収のためのシステムの多くは、オンプレミスでの管理と運用を想定しているものが多く、連絡行為においても、債務者のリストを表示し担当者が手動で、架電をしたり、メールを送信したり、住所情報を基に書面を送付したりするようなアナログな運営を前提としている。
- ・ 当社は、クラウド上で稼働しインターネット上で提供されるいわゆるSaaS（Software as a Service）型のシステムを開発しており、金融事業及びFintechサービス等を運営する事業者（以下「当社顧客」という。）に対して、同システムにデータをオンラインでアップロードして管理し、債務者に対する連絡行為も取引情報と定められたルールに基づいて自動で架電を行い、多くの利用者にとって馴染みのあるメール・SMS・チャットツールといったデジタルサービスを通じた連絡行為を自動実行できるシステムを提供することを想定している。
- ・ それによって、従来よりも取引1件あたりの業務コストが軽減され、当社顧客がより多くの取引の販売機会を得ることができるようになるとともに、当社顧客の運営する金融取引における貸倒を低減させ、その先の利用者にとっても付加価値の高いものへと成長させることができると考えている。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。
当社顧客は、昨今のキャッシュレスサービスのように、「単価が低く取引件数が

2. 当社から当社顧客に対し、当社システムの ID・パスワード等のログイン情報を付与し、当社システムと接続した管理画面又はそれに類するシステムを提供する。
3. 当社顧客は、顧客基幹システムを経由して、又は手動にて、当社システムに債権基本データ（債権額、取引成立日、支払期限等）をアップロードする。
4. 当社顧客の担当者は、取り込んだ債権基本データを当社システム上で閲覧・削除・更新することができる。
5. 当社顧客は、当社顧客のサービスにおける利用者（債務者）に対して、請求の通知や支払い遅延時の通知を行うが、その通知を行う期間、頻度及び債務者に通知される通知文の文言は、当社システム上で当社顧客が設定・閲覧・変更することができる（以下「通知ルール」という。）。当社顧客は、当社システム上で通知文の文言を設定する際に、自由に記載することが可能であるが、当社が提供するひな形を利用することも可能である。すなわち、当社は、サービスの利用開始時に、当社が顧客に対してひな形の利用の有無を尋ね、顧客がひな形の利用を求めてきた場合に通知文の文言のひな形を Google スプレッドシート等の形式で当社顧客に提供する。当社顧客は、ひな形を参照して通知文の文言を作成する、ひな形の文言をコピーアンドペーストし、又は一部修正して利用するなどして、通知文の文言を当社システム上に登録することができる。当社が提供するひな形においては、当社システム上の債権基本データから氏名、債権額、支払期限日（年月日）、支払先銀行口座情報等の債務者ごとに異なる情報を通知文に反映するためのコードを含んでいる。なお、当社は、全ての当社顧客に対し同一の一般的な通知文のひな形を提供し、当社顧客は、どのひな形を利用するか、利用しないか、利用する場合にひな形の文言を修正するか否かを自ら判断の上、通知文の文言として設定する。当社は、通知文の文言内のコードの設定に問題がありシステム上エラーとなる場合であって、当該エラーの通知を受けた顧客からの個別の依頼を受けて、当該エラーの原因を除去する目的で、当該エラー部分のコードを書き換える方法¹、又は当該エラー部分を顧客の依頼する情報で上書きすることにより依頼を受けた内容を機械的に反映する方法で修正するときや、誤字・脱字・数字の打ち間違いといった通知文の形式上の誤記について、顧客からの個別の修正の依頼があった場合に、当該依頼を受けた内容を機械的に反映する方法で修正するときは別として、それ以外の場合において、当社顧客の通知文の文言の変更や校正に関わることはない。また、顧客から、個々の通知に関し、その状況に応じたひな形の修正の要望があった場合も、当社においてはこれを行わない。通知文の作成の概略は別添 1 を、当社が当社顧客に提供する通知文のひな形は別添 2 をそれぞれ参照されたい。なお、当社が提供するひな形の内容を顧客ごとに変更することはなく、現時点で、別添 2 で提示したひな形以外に当社が顧客に対して提供するひな形は存在しない。
6. 当社顧客は、当社システム上で個別の債権について、債務者とのやりとりの内容や債権情報に関する補足（ステータス、請求履歴、交渉履歴等）を追加・付与し、通知ルールに反映させることができる。
7. 当社顧客が選択、設定した通知ルールに基づき、当社顧客は、当社システム、更

¹ 当社が提供するひな形は、債務者ごとに異なる情報を通知文に反映するためのコード（プレースホルダー）を含んでおり、顧客は、通知文を作成する際に、プレースホルダーを利用することもできる。プレースホルダーのコードは、入力する情報ごとに決まっており、例えば、通知文に「{{user_name}}」というプレースホルダーを組み込むと、送信の際に、当社システム上の債権基本データに登録された債務者の氏名に置き換えられる。エラーが生じる場合として、入力する情報に対応しないプレースホルダーが記載されている場合、プレースホルダーに誤記がある場合等が想定される。こうした場合に、入力情報に対応するプレースホルダーに修正したり、プレースホルダーの誤記を修正するために、コードを書き換える必要がある。

には当社システムに接続する外部通信システム・ツール（電話・メール・SMS・アプリ内プッシュ通知）を経由し、自動で債務者に対して通知・連絡等を行う。上記通知ルールは、債権額やステータス等一定の属性に応じて、どの債務者にいつ通知を行うか、当社顧客が個々に設定可能となっており、システム上提案された通知ルールについて当社顧客がいつでも設定・変更することが可能となっている。また、通知文の送信元は原則として、当社顧客の管理する電話番号又は送信アドレス等であり、通知文の名義も当社顧客名義となる。当社顧客の管理するメールアドレスを利用できない場合、送信アドレスのみ当社のドメインのメールアドレスを利用する場合があるが、この場合も通知メールの署名欄に記載される会社の名称や連絡先は当社顧客名義のものとなる。債務者に債務に関する通知がなされるのは、当社顧客が通知設定をした場合だけであり、通知設定をしない場合にはその送付はされない。

8. 債務者は、当社顧客から受領した通知・連絡に基づいて、当社顧客に対して支払いを行い、債務の弁済を実行する。
 - ・ 当社は、上記システム提供サービスの対価として当社顧客から当社システムを使用したデータ容量に応じたシステム利用料（当社顧客ごとにデータ容量等に応じて月額利用料を設定することを想定）及び当社があらかじめ定める実費等を受領することを想定している。なお、当社システムを利用することで回収ができた債権の額と月額利用料は連動しない。また、当社システムによる通知機能に関して、前記月額利用料及び前記実費等のほかに、当社顧客が当社に対して支払う報酬はない。

（3）本件事業の実施場所

当社は東京都内において事業を行うが、本件事業は、クラウド上でのシステム提供を主な業務としているため、日本国内全体の顧客を対象として展開していく予定である。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2021年8月：サービス発表
2021年9月：検証版として複数社にサービス開始
2023年9月：検証結果をもとに導入社数の拡大

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

弁護士法

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

債権管理回収業に関する特別措置法

第二条 （略）

2 この法律において「債権管理回収業」とは、弁護士又は弁護士法人以外の者が委託

を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう。

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 確認事項

(ア) 非弁行為に該当しないことの確認

上記2記載の事業内容を前提とした場合、本件事業は、弁護士法第72条本文が禁止する行為に該当しないことを確認したい。

(イ) サービス許可が不要であることの確認

上記2記載の事業内容を前提とした場合、本件事業は、債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービス法」という。)第3条に基づくサービス許可が必要となる「債権管理回収業」に該当しないことを確認したい。

(2) 当社の見解

以下のとおり、当社は、本件事業は、弁護士法第72条が禁止する非弁行為又はサービス法第3条に基づくサービス許可が必要となる「債権管理回収業」のいずれにも該当しないと考える。

(ア) 弁護士法第72条が禁止する非弁行為

- ・ 弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で、業として、法律事件に関する法律事務の取り扱いを行うことを禁止している。
- ・ 「法律事務」とは、法律上の効果を生じ、変更する事項の処理や、法律上の効果を保全、明確化する事項の処理をいうとされている(『条解弁護士法(第5版)』(弘文堂)654頁)。
- ・ 本件事業において、当社の行う業務はあくまでシステム提供であって、当社は当社顧客に対し、システム上債務者への通知ルールの選択肢の提案、通知文の文言のひな形の提供等を行うものの、通知ルールの判断権限は当社顧客にあり、債務者への通知文も当社顧客名義となっており、その内容も当社顧客が当社システム上で設定するものとなっている。当社顧客は、どのひな形を利用するか、利用しないかを自ら判断の上、通知文の文言として設定し、当社が個別具体的な事案に応じた文言の作成には一切関わらないことから、債権請求行為自体は当社顧客自身が行うものと評価できる。すなわち、当社が行う業務は当社顧客が債権管理を行うためのツールを提供するにすぎず、当該サービス(システムやツールの提供)自体は、法律上の効果を生じ、変更、保全、又は明確化する行為ではないから、「法律事務」には該当しないと考える。なお、債務者からみても、当社の名前は出てこず、通知文についても当社顧客からの請求であると認識するのが自然であるから、特段当社顧客や債務者に弊害が生じることもない。また、メールの送信元アドレスが当社のドメインとなっている場合があり得るが、この場合もメールの署名欄に記載される会社の名称や連絡先は当社顧客名義となることから、債務者から見れば、同様に当社顧客からの請求と認識するのが自然と考えられる。
- ・ 以上のとおり、本件事業で提供されるサービスは弁護士法第72条の禁止する行為には該当しないと考える。

(イ) サービス法上の「債権管理回収業」

- ・ サービス法第2条第2項に定義される「債権管理回収業」は、(i)法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は、(ii)債権譲渡を受けて特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいうが、上記(ア)のとおり、本件事業における債権管理の主体はあくまで当社顧客であり、当社自身が債権管理を行うわけではないから、上記(i)には該当しない。また、当社は債権譲渡を受けるわけでもないから、上記(ii)にも該当しない。したがって、本件事業は「債権管理回収業」にも該当しないと考える。
- ・ なお、「債権管理回収業」は、特定金銭債権(同法2条)の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにすることを目的として設けられた業種であり(同法第1条)、弁護士法の規制対象となる行為が前提となっている。そのため、弁護士法に違反しない行為については、「債権管理回収業」にも該当しないと考えられ、本件事業は上記(ア)のとおり、弁護士法第72条に違反する行為ではないと考えられることから、その観点からも「債権管理回収業」には該当しないと考える。

7. その他

なし。

















